

# 『金融性負債以外の負債に関する一考察』

～引当金の在り方をめぐって～

中京大学 会計学研究会

山内啓示

## 序論

世は、IFRS 導入を前に揺れている。この世界情勢を見れば、静態論が世界を支配するとみて、まず相違ないであろう。

5 引当金繰入の貸方科目として親しまれてきた引当金は、言わば損益計算上で利用される負債である。そのあり方について、考慮が必要ではないだろうか。

2005年6月、IASBよりIAS第37号改正草案が公表され、それを受けて2009年9月、ASBJより『引当金に関する論点整理』が公表された。

今、引当金が熱い、と言って良いだろう。

10 本論では、資産負債観台頭の背景や引当金のスタンスなどに触れつつ、引当金のあるべき姿について考察する。

2009年12月

山内 啓示

## 目次

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 序論 .....                  | 1 |
| 第一章 引当金のスタンス .....        | 2 |
| 5 第二章 資産負債アプローチへの転換.....  | 4 |
| 第三章 IAS第 37 号改正草案概説 ..... | 6 |
| 結論 .....                  | 8 |
| 文献目録.....                 | 9 |

## 第一章 引当金のスタンス

引当金を紐解けば、その歴史は古く、1980年代後半へ遡る。ここでは、まず当時の減価償却の処理に着目しつつ、当時の引当金の萌芽たる"reserve"について、考察を加えてゆきたい。

5 当時の減価償却の処理には、利益留保による方法と、費用処理する方法との二つのがある。

利益の留保による方法では、借方(Revenue)／貸方(Reserve)とする方法と、借方(Revenue)／貸方(Asset itself)とする方法との二つが見られ、費用処理する方法では、借方(Profit and Loss)／貸方(Asset itself)とする方法と借方(Profit and Loss)／貸方(Reserve)とする方法の二つが見られ、現代の直接法・間接法がすでに存在していたと考えられる。

つまり、ほとんど同一の処理でありながら、計上額を利益に参入するか否かで言ってもいいだろう。こうした中で、1909年のKnoxville<sup>i</sup> 最高裁判決で費用処理されることが適当と判定されるのであるが、ここで、着目したいのが当時の会計用語における「Reserve」の語の使われ方である。

15 当時の米国の会計用語を見ると、現代の評価性引当金にあたると思われるものが"Valuation Reserve"、現代の負債性引当金にあたると思われるものが"Liability Reserve"とされているのに並んで、現代の利益準備金にあたるものが"Surplus Reserve"とされており、これらは「特定の資産に生ずる損失に対しての準備」<sup>ii</sup>という側面から同じReserveの語の下に置かれたものと考えられている。つまり、Reserveは当初、純資産勘定として萌芽したものであり、上述の減価償却に関する二つの方法では、利益の留保による方法が先行して発生し、費用処理する方法がのちに発生したと考えるのが自然ではないだろうか。

このことは、我が国における引当金の歴史をたどることからも推測されうる。

我が国では、昭和初期の頃から「引当金」の語が使用され始めるのであるが、当時の引当金は準備金・積立金と混同して用いられていたのである。また、昭和37年の商法改正時における引当金に関する規定「特定ノ支出ハ損失ニ備フル為ニ引当金ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルトキハ、其ノ目的ヲ貸借対照表ニ於テ明ラカニスルコトヲ要ス。前項ノ引当金ヲ其ノ目的外ニ使用スルトキハ、其ノ理由ヲ損益計算書ニ記載スルコトヲ要ス。」<sup>iii</sup>を見ても、引当金が将来の損失に備えての準備としての性格を多分に持っており、現在のよう  
25 な費用の見越計上としての意味合いが薄かったことがうかがえる。その後、貸借対照表の  
30 貸方に引当金の部が創立され、現在の形に至った<sup>1</sup>のであるが、それらの事象を勘案しても、引当金一ひいてはReserveが純資産科目(最も、当時は純資産の概念が成立していなかった為、資本と解するのが適当かもしれないが)から徐々に負債へと変化していったと解するのが適当であろう。

<sup>1</sup> このあたりの経緯は、『引当金の部を存知しないことを可とする企業会計審議会の理由について』参照。

こうした引当金の歴史の上に立ち、引当金のスタンスについて考えると、それは収益費用対応の原則に基づく費用の見越計上の為の「便宜的に設けられたボックス」<sup>13)</sup>であると言える。さもなくば、それが負債の部に表示場所を求める意義は無く、他の準備金・積立金と同じく純資産の部に表示場所を設けるべきであるからだ。

5 さて、本章では、減価償却引当金の歴史的発生を概観しつつ、現代会計における引当金のスタンスについて考察した。

今、この引当金に大きな変革が加えられようとしている。この変革の背景にある会計のパラダイム変換についてみてゆきたい。

---

i アメリカ南部のテネシー州の一都市。テネシー州の中では二番目に古い歴史を持ち、人口は 17 万人に及ぶ。

## 第二章 資産負債アプローチへの転換

今、会計にパラダイム変換というべき巨大な波が押し寄せていると言ってよいだろう。

収益費用アプローチから資産負債アプローチへの変換である。

- この波は、しかし、どこにその元始を求むべきであろうか。貸借対照表の貸方が負債・純資産に二分された時点で、それは資本主理論に基づく資本等式が復古したと言ってよく、その波が利益算定にまで及ぶことを示唆していたと言ってよいのかもしれない。

あるいは、減価償却引当金が減価償却累計額へと改められた時点で、費用の期間配分から資産価値の適正把握へとその思考を移したと言ってよく、そこに資産負債観の萌芽が見て取れると言ってよいのかもしれない。

- 10 いずれにせよ、資産負債アプローチである。

我が国の会計は、収益費用アプローチに基づいている。たとえば、雑誌の出版社が年間購読料を前受した場合の処理を考えても、我が国においては、借方(現金)/貸方(前受金)と、年間購読料を金額として、誰もが迷わず仕訳を切ることであろう。しかし、真に資産負債アプローチに基づいて思考を展開するのであれば、当該時点で年間購読料分の負債が発生しているとはいえず、原価率・キャンセル率その他の数値および種々の契約条項を加味した金額のみが真に(前受金)として処理されるべきものであり、残りの貸借差額部分は(売上)として処理されるべきものであるのだ。

- ここで、この収益が未実現であり、計上されるべきものではないと解する意見があるが、ストックの概念をフローの概念に優先させるという限りにおいて、それが誤りであることは、いうまでもない。認識を制約するもの—実現たる要件は、「測定の信頼性」<sup>[4]</sup>の可否に求められるべきであり、種々の問題は測定において考慮されるべきものだからだ。

では、何故こうしたアプローチが今、台頭してきているのであろうか。

- この点に関して、P/L・B/Sの連鎖に関する問題や、会計が現実根ざした経済主体の精緻たる鏡でなければならないとする問題などが有ることは既知の通りであるが、本稿ではこれらに加えて、所有と経営の分離がその背景に流れていることを指摘したい。

つまり、所有者と経営者が完全に分離しようという今、経営者の業績指標たる各期の収益・費用が、はたして所有者の所有物の価値を示し、或いは投資家に企業価値に関する真実な情報を提供しうるかという問題である。

- 視点を投資家に置いた場合でも、企業に投資するか否かを検討するにあたって、たとえ直近の会計期間に於いて十分な収益が計上されず、或いは経済価値の費消部分が多大であったとしても、当該企業の総資産・総資本の状態が善良であったならば、当該企業を所有せしめ、経営者を交代させることで十二分な投資効果を上げることが出来ると予期できるのではないだろうか。そして何より、所有と経営の分離や、VCの台頭を考えれば、そうした投資スタイルが一世を風靡する時代が到来すると考えられるのではないだろうか。

- 35 そうした時代の変化に対応するための静態論なのではないだろうか。

いずれにしろ、引当金のあり方を考えるにあたって、そうした背景を考慮に入れなければならないことは言うまでもない。

### 第三章 IAS第37号改正草案概説

「本改正草案は、その規定する負債を定義する用語として、『引当金』の語を使用することはしない。」<sup>16)</sup>

IAS第37号改正草案における一文である。

- 5 この一文は、しかし当然でもある。対応・配分といったものを中心とする会計観から脱却しようという今、費用収益対応のみを目的とする勘定に、未来は無い。準備金・積立金の類から費用の見越計上の為の負債へと変化していった引当金は、資産負債アプローチの波の中で、他の負債の中へと溶け込んでゆくことになったのである。

では、IASBは引当金をどうしようと言うのであろうか。

- 10 IAS第37号改正案では、金融性負債以外の負債—非金融負債という新たな用語の使用を提案し、蓋然性要件を削除したうえで、法的債務のほか、推定的義務、負担付契約などをこれに該当するものとして定めている。

- 具体的には、Frameworkにける負債の定義「過去の事象から発生した当該企業の現在の債務であり、これを決済することにより経済的便益を包含する資源が当該企業から流出する結果になると予想されるものである」<sup>16)</sup>を踏まえ、次のような認識プロセスによることとされる。まず、負債に該当するものかどうかは考慮され、負債の定義に該当すると認められる場合には、金融負債か否かが検討される。そこで、金融負債でないと判断されたものが非金融負債となるのであるが、他の基準に別段の定めが置かれている場合には、IAS第37号の規定の範疇から除かれるものとされる。さらに、IAS第37号の規定範囲と認められた負債のうち、金額の合理的算定が可能なものは表示され、そうでないものは開示に移される。現行の会計制度に於いては取引に該当しないような場合であっても、他企業と契約を結んだり、行為の遂行を期待させたりした場合には、約束的金反言等を判断基準として、その時点で会計処理が行われることになる。

- 25 蓋然性要件が削除されたことで、現在偶発債務とされているものも負債として表示されることになるが、この点についてIAS第37号改正草案では、発生の可能性は測定において考慮されるべきとし、引当金の語とともに、偶発資産・偶発債務の語も削除を提案。さらに、「偶発」の語についても、発生の不確実性ではなく、金額の不確実性に対して用いられるべきものと提起している。発生の可能性は測定に於いて考慮すべきものとし、認識段階にあっては、その蓋然性に拘わりなく認識される。

- 30 IAS第37号改正草案では、負債を条件付債務と無条件債務に分けており、無条件債務のみを負債として認識する。例えば、債務保証損失引当金、製品保証引当金や訴訟損失引当金の場合、蓋然性要件の下では債務保証契約、製品保証契約や訴訟の結果に基づく条件付義務となってしまう。そこで、IAS第37号改正草案では、蓋然性要件を削除した上で、それらを保証や訴訟結果に基づく義務の履行に対する準備の状態と捉え、無条件義務になる



と解釈する。

一方で、リストラクチャリング引当金や特別修繕引当金は、当該企業の計画に過ぎず、過去事象に関する要件を満たさないため、負債の定義に該当せず、非金融負債としても計上されないこととなる。これは、かつて日本の日産が行ったことでも有名な、事業構造改革引当金を利用した利益操作の可能性を排除する目的が背景にあると考えられる。

同様に、契約に関しても、企業自身の行動によって義務が発生するような場合、当該行動を行った時点で負債として認識される。

次に、測定についても見てゆきたい。

IAS 第 37 号改訂プロジェクトに於いて、その負債の現時点での価値を「現時点決済価値概念」、その負債を決済させる上で将来必要となる価額を「究極決済概念」とした上で、IAS 第 37 号改正草案に於いては統計学の E.M.V. の算定方法を基礎に、期待キャッシュフローアプローチによる現時点決済概念を採用している。具体的には、その負債の決済による将来のキャッシュアウトフローについて、将来における複数のシナリオをその発生可能性に基づいて加重平均し、その価額を現在価値に割引く方法により現時点決済価値を算定する方法である。

IAS 第 37 号では、この方法のほかに将来キャッシュアウトフローの Mode を現在価値に割引くことで算定する方法が併せて示されていたが、IAS 第 37 号改正草案では、この方法が削除された形だ。

## 結論

本稿では、引当金の歴史に触れ、そのスタンスについて論じるとともに、引当金会計変革の背景にある資産負債アプローチについて、その背景に所有と経営の分離が存在することを指摘した。

5 IAS 第 37 号改正草案は、極めて理にかなったものであると考える。

そもそも財務諸表は、企業の実態を反映する精緻たる鏡でなければならないのであって、現在の会計制度に於いて取引とならない事象を含めて、負債の存在を認識し、その将来キャッシュアウトフローの EMV から測定するという手法は、企業の将来キャッシュフローを正確に映すことが出来るという点からも非常に優れたものであり、我が国基準が注解 18 に  
10 於いて金額の合理的算定の必要性を示唆している以外に引当金一般に対する測定の方法が示されていないことを踏まえても、是非とも我が国に導入すべき基準であると考え。

一方で、リストラクチャリング引当金による利益操作の問題もさることながら、改訂によって貸借対照表に表示されなくなる引当金が存在することに関しては、議論の余地が存在すると言わなければならない。確かに、所有と経営の分離の観点から、現在の経営者の  
15 計画が、必ずしも企業にとっての将来キャッシュフローに結び付くとは言えないという意見も一理あると言わざるを得ない。しかし、少なくとも現在の我が国の情勢を踏まえる限り、経営者の交代頻度が相応に高いとは言えず、特に修繕引当金などは仮に経営者が交代した場合にも同一の修繕計画が採用されると考えられる場合が多分にあるのではないだろうか。

20 今や、世が資産負債アプローチへ向かうことは止められない。明日も、変わらぬ一日の中で会計の激動は続くであろう。会計の以降百年の歴史が栄えあるものであったなら、とてもうれしい。

2009 年 12 月

山内 啓示

## 文献目録

1. 清水茂良. reserve についての一考察. (作者) 安平昭二, ほか. (編) 戸田義郎先生退官記念事業会. 簿記・会計の理論と歴史—戸田義郎先生退官記念論文集. 文京区 : 千倉書房, 1976, ページ: p.p.141-160. NBN:JP70004999.
- 5 2. 商法. (法令).
3. 西澤健次. 資産・負債アプローチにおける「負債」概念—持分というフィクションについて—. 北九州市立大学. (オンライン) 2007-7, 2008年2月27日. (引用日: 2009年12月9日.) The Society for Economic Studies / The University of Kitakyushu / Working Paper Series. [http://www.kitakyu-u.ac.jp/economy\\_new/research/files/nishizawa3.pdf](http://www.kitakyu-u.ac.jp/economy_new/research/files/nishizawa3.pdf).
- 10 4. 資産負債アプローチと収益費用アプローチに関する一考察—イギリスの「財務報告原則書」を中心として—. 可児島達夫. (編) 滋賀大学. 321, 滋賀県 : 滋賀大学, 1999年11月, 滋賀大学創立50周年記念論文集, 第 - 巻, ページ: 211-227.
5. 国際会計基準審議会(IASB, International Accounting Standards Board). EXPOSURE DRAFT OF PROPOSED Amendments to IAS 37 Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets and IAS 19 Employee Benefits. Welcome to the International Accounting Standards Board (IASB). (オンライン) -, 2005年10月28日. (引用日: 2009年11月26日.) <http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/1CFBC1A8-50F1-4BF3-9A33-579F849560C8/0/EDAmendstoIAS37.pdf>. ISBN:1-904230-91-1.
- 15
- 20 6. 企業会計基準委員会. 引当金に関する論点の整理. 企業会計基準委員会. 東京都 : 企業会計基準委員会, 2009. 論点整理. [https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/documents/summary\\_issue/provisions/provisions.pdf](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/summary_issue/provisions/provisions.pdf).
7. 仲尾彰記, ほか. IFRS と引当金会計～引当金会計はどう変わる～. 千代田区神田司町 : 株式会社清文社; 小泉, 定裕, 2009. 監修:平松一夫, 日本公認会計士協会兵庫会. ISBN:978-4-433-32668-5.
- 25 8. 日本公認会計士協会. IAS 第37号「引当金、偶発債務及び偶発資産」修正案及びIAS第19号「従業員給付」修正案に対するコメント. 日本公認会計士協会. (オンライン) 2005年11月2日. (引用日: 2009年12月4日.) [http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/pdf/00851-002714.pdf](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/pdf/00851-002714.pdf).
- 30 9. 中央経済社. 会計法規集 [第31版]. 31 会計法規集 [第31版]. (法規集). 東京都千代田区 : 中央経済社, 2009年10月1日. ISBN:978-4-502-22050-0.
10. 清水茂良. 会計のコンベンションと引当金. (作者) 安平昭二, ほか. (編) 戸田義郎先生退官記念事業会. 簿記・会計の理論と歴史—戸田義郎先生退官記念論文集. 文京区 : 千倉書房, 1976, ページ: p.p.161-178. NBN:JP70004999.
- 35 11. IAS 第37号「引当金、偶発債務および偶発資産」の改訂に関する解説. 田邊朋子. 東

京都：新日本監査法人, 2009年12月, 情報センサー, ページ: 47-51.

12. 山下寿文. 偶発事象会計の展開 引当金会計から非金融負債会計へ. 豊島区：株式会社創成社, 2007. ISBN:978-4-7944-1329-1.

13. IAS 第 37 号改訂公開草案の検討. 山下寿文. 5, 佐賀県：佐賀大学, 佐賀大学経済論  
5 文集, 第 38 巻.

14. アメリカの会計基準における資産・負債アプローチの役割. 坂井映子. 6, 2002年6月,  
会計, 第 161 巻.

15. 山田康裕. 包括利益にかかる連繋問題. 日本会計史学会. (オンライン) (引用日: 2009  
年 12 月 5 日.)

10 [http://luca.b.kobe-u.ac.jp/~aha/conference/aha18th/res/resume\\_yamada.pdf](http://luca.b.kobe-u.ac.jp/~aha/conference/aha18th/res/resume_yamada.pdf).

16. 引当金会計論. 平井克彦. 1, 1988年10月, 経営論集, 第 36 巻.

17. 松尾憲橘. ハットフィールド近代会計学. 出版地不明：雄松堂書店, 1971.